

# 草津市健幸都市基本計画（案）に関する パブリックコメントの実施結果について

## 1 意見募集期間

平成29年1月16日（月）から平成29年2月15日（水）まで

## 2 意見提出者数

3人 [提出方法：窓口1人、Eメール2人]

## 3 意見の総数

3件

## 4 意見の概要

| NO. | 意見の要旨  | 市の考え方  |
|-----|--|--|
| 1   | <p>「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」について</p> <p>公共交通の見直しについては、足や目が不自由な人のバスの乗り継ぎを考慮し、乗り換えが不要か少ない方式を検討するとともに、通勤者だけでなく、通院や買物など、生活スタイルに合わせた公共交通体制の見直しに取り組んでほしい。</p> <p>超高齢社会では、寝たきりや車いすの方が増加するため、ドアツードア、ベッドツーベッドの交通システムが必要。新交通システムと言われるデマンドシステムなど、公共交通の多様なあり方を検討してほしい。</p> <p>市が進める地域支え合い運送支援事業は、健康管理体制やチェック機能が弱い。事故時には、金銭だけでは解決できないトラブルが予測され推薦できない。</p> | <p>持続可能な公共交通体系の再構築や移動手段の確保については、バスや鉄道など特定の公共交通手段に特化した対応だけでなく、利用者や地域の特性に応じ、福祉や地域のまちづくり等と連携した、公共交通以外の多様な移動手段の有効活用も検討しながら、公共交通の効果的なネットワークの形成を図ってまいります。</p> <p>地域支え合い運送支援事業は、高齢者等の通院や買物時の移動支援として、学区のまちづくり協議会や社会福祉協議会で実施されており、地域福祉活動が活発になる等好影響がでています。毎年、安全運転講習会を実施されており、今後も適切な管理運営の中で取組を進めてまいります。</p> |

| NO. | 意見の要旨  | 市の考え方   |
|-----|--|---|
| 2   | <p>東京都港区のように、たばこルールを明確にし、喫煙場所を調査してほしい。民間施設の敷地でも通行人が煙を浴びないよう、7mルール等の目安を示して、路上での受動喫煙防止に取り組んでほしい。屋外でも市民が受動喫煙にあわない政策を考えてほしい。喫煙禁止道路を増やしてほしい。</p>  | <p>路上喫煙については、「草津市路上喫煙の防止に関する条例」に基づき対策を進めており、「他人に迷惑を及ぼし、また被害を与えるおそれのある路上喫煙をしないよう努めなければならない」と定めていることから、今後もこのことを広く周知してまいります。</p> <p>また、条例に基づき路上喫煙禁止区域を定めており、人の流れ等の実情に応じて区域拡大も実施したところであり、今後も必要に応じて区域の見直しを検討してまいります。</p>   |
| 3   | <p>喫煙及び受動喫煙は、早期死亡や健康寿命の短縮、要介護の増加など、健康破壊の第一要因とのエビデンスが蓄積していることから、非燃焼の加熱式たばこ等の新型たばこも含め、あらゆる機会に周知・対策の徹底を図る必要がある。受動喫煙では、たばこ煙付着物の発散による健康影響が近年問題となっている。国の「受動喫煙防止法の制定」を見越して、市内公共的施設等の屋内全面禁煙の自主的实施が望まれる。飲食店、職場、家庭内でも全面禁煙の徹底・推奨をお願いする。</p> <p>子ども・青少年の喫煙防止とともに、親や妊産婦・家族が喫煙している場合は禁煙を促す抜本的施策等が必要。</p> <p>禁煙サポートの推進では、特定健診やがん検診等は40歳以上が対象であるが、未成年者を含む40歳未満に重点を置いた施策が求められる。市内の禁煙治療の保険適用施設が増えるよう、施策で取組要請をしてほしい。敷地内禁煙でない市内病院がある場合は、改善要請・支援をしてほしい。</p> <p>歯周病だけでなく、口内炎や舌がん、食道がんなども喫煙・受動喫煙と因果関係が多々あることから、これらを強調した啓発と対策が必要。喫煙・受動喫煙の危害対策は、中長期的にも、たばこを吸えない社会環境づくりとして男女の喫煙率を低減させていく上で極めて有効で、住民の健康支援となり、健康寿命の延伸に大きく寄与すると考える。</p> | <p>草津市においても「健康くさつ21（第2次）」に基づき、受動喫煙防止対策、禁煙希望者に対する禁煙支援、未成年者の喫煙防止対策、たばこの健康影響や禁煙についての教育、普及啓発等に取り組んでおり、特に子どもへの健康影響ゼロを目指す取組や、禁煙したい人が禁煙できる取組に力を入れています。</p> <p>また、禁煙しようとする市民を支援し、喫煙者の減少を目指す事業として、若い世代や働く世代の方が取り組める事業の実施を検討します。喫煙や受動喫煙等の防止についての普及・啓発は、引き続き保健事業等で実施し拡大する方向で進めてまいります。</p> <p>さらに、公共施設については、平成28年3月に策定した市の分煙施設設置方針に基づき、引き続き受動喫煙対策を進めていくとともに、国におけるたばこ対策に係る法整備に向けた検討も踏まえ、公共空間における受動喫煙対策の強化も検討してまいります。</p> |

パブリックコメントの実施結果による計画（案）の修正・変更はありません。

お寄せいただいた御意見は、計画に基づく具体的な取り組みにあたっての参考とさせていただきます。